漂流・漂着ゴミ対策に関する情報交換会(第2回)議事録

日程: 平成21年3月25日 13時~16時50分

場所:都道府県会館101会議室

主催:環境省

「漂流・漂着ゴミ対策に関する情報交換会 (第2回)」プログラム

開会 (13時~13時10分)

・環境省あいさつ 田中 聡志 (環境省地球環境局環境保全対策課 課長)

第一部 モデル調査の成果の発信 (13時10分~14時10分)

- ・モデル調査(第1期)の成果について 小沼 信之 (環境省地球環境局環境保全対策課 係長)
- ・モデル調査の成果の今後の展開について 第1期モデル調査対象県 質疑応答

第二部 地域における漂流・漂着ゴミ対策 (14時10分~16時40分)

- ■漂流・漂着ゴミ対策に関する地域の先進的な取組
- ・さぬき瀬戸パートナーシップの取組 野崎 峰範(香川県環境森林部環境管理課水環境グループ 主任) 質疑応答
- ・相模湾を中心とした海岸美化の取組 森田 茂實((財)かながわ海岸美化財団 理事長) 質疑応答
- ■地域における漂流・漂着ゴミ対策について 環境省の今後の事業の紹介 太田 志津子(環境省地球環境局環境保全対策課 課長補佐)
- ■フリーディスカッション

閉会 (16時40分~16時50分)

・まとめとあいさつ

兼広 春之(東京海洋大学海洋科学部 教授)

「漂流・漂着ゴミ対策に関する情報交換会(第2回)」 参加者名簿

(敬称略)

環境省

田中 聡志 地球環境局環境保全対策課 課長

太田 志津子 地球環境局環境保全対策課 課長補佐

小沼 信之 地球環境局環境保全対策課 係長

相山 晋太郎 地球環境局環境保全対策課 環境専門員

第1期モデル調査対象県

長沼 庸司 山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 リサイクル推進専門員

增永 裕 福井県安全環境部廃棄物対策課 課長

前田 英典 福井県安全環境部廃棄物対策課 総括主任

渡辺 将隆 三重県環境森林部水質改善室 生活排水対策特命監

松本 高明 三重県環境森林部水質改善室 技師

田中 秀 長崎県環境部廃棄物対策課 主任主事

石村 武 熊本県環境生活部廃棄物対策課 主任主事

宮城 勝志 沖縄県文化環境部環境整備課 主任

與儀 喜真 沖縄県文化環境部環境整備課 技師

関係地方公共団体

藤井 隼 秋田県生活環境文化部環境整備課

鈴木 邦英 新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課 主査

尾高 伸一郎 和歌山県東牟婁振興局串本建設部事業調整課

嘉藤 健二 島根県環境生活部廃棄物対策課 指導グループリーダー

萬代 恭子 福岡県環境部廃棄物対策課 主任主事

関係団体

野崎 峰範 香川県環境森林部環境管理課 主任

森田 茂實 (財)かながわ海岸美化財団 理事長

モデル調査総括検討会検討員

兼広 春之 東京海洋大学海洋科学部 教授

小島 あずさ JEAN/クリーンアップ全国事務局 代表

藤枝 繁 鹿児島大学水産学部 准教授

横浜 康継 南三陸町自然環境活用センター 所長

事務局(日本エヌ・ユー・エス株式会社)

岸本 幸雄 取締役 環境コンサルティング部門長

高橋 理 環境コンサルティング部門地球環境ユニット

井川 周三 環境コンサルティング部門地球環境ユニット

常谷 典久 環境コンサルティング部門HSEユニット

中澤 和子 環境コンサルティング部門地球環境ユニット

く議 事>

開会

あいさつ (環境省地球環境局環境保全対策課 田中課長)

漂流・漂着ゴミ問題については環境影響のほか、船舶の航行や漁業への被害などの影響が指摘 されている。国内のみならず海外からも漂着しているゴミもあることから、国際的な対応を求め られており、現在一歩一歩進めているところである。また、地域からの様々な声も高まっており、 国においても関係省庁が一丸となり取り組んでいくということで、平成19年度から「漂流・漂着 ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を策定し、関係省庁がそれぞれの役割を整理して取 り組んでいる。環境省においても、モデル調査を実施して地域の取組を進めている他、廃棄物の 処理の観点からの地方公共団体の支援も行っている。今年度は第二次補正予算において、クリー ンアップ事業を計画し、現在その準備にもとりかかっている。このモデル事業については、19年 度、20年度で実施し、地域の実情を考慮しつつ、効率的、効果的な回収方法の確立や地域に即し た対策というものを地域の方々の参画も得て地域ごとに検討を進めてきた。この成果については、 他の地域にも広くご紹介し普及を図っていくことが重要だと考える。NPO、地域、行政も一緒になっ て取り組んでいる事例も含めて情報を広く共有していくことが大事である。本日はモデル調査の 成果の共有、先進的な取組み事例の共有、その他の様々なご意見など、関係する方々の間で活発 な議論をしていきたい。お忙しい時期にも係わらず、関係省庁、関係NPO、各団体、また総括検討 員の先生方にも参加していただいている。また、(財) かながわ海岸美化財団、香川県、モデル調 査地域の地方公共団体の方々のご参加についてお礼申し上げる。

第一部 モデル調査の成果の発信

- ・「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査報告概要」 環境省地球環境局環境保全対策課 係長 小沼 信之
- ・「モデル調査の成果の今後の展開について」 第1期モデル調査対象県(7県)
- 和歌山県:我々の地域でも地域の方々と協力して、漂着ゴミを何とかしようという取組みをしているが、モデル調査県における市町村との協力事例を教えてほしい。特に、県が先に手を挙げている場合、市町村をどのように巻き込んでいったのかという過程についてお聞きしたい。
- 山形県:海岸清掃活動は自治会活動の一環として、またボランティア団体などからの事前申し込みなどから市町では団体数を把握している。一方の山形県でも4年前から、県の事業として秋に一斉クリーンアップ事業を実施してきた。その後、県では事業の見直しを行い、地域と一体となって漂流・漂着ゴミ問題に対処していくという観点から、プラットフォームの考え方が打ち出された。プラットフォームの立ち上げにあたっては、市町、関係団

体、高等教育機関、NPOに十分に趣旨説明を行い参加を願った。その後、約1年間4回の検討会を開催し運営方法等について議論を踏まえたのち昨年7月に「美しいやまがたの海プラットフォーム」が設立された。

沖縄県:平成14年度にちゅら島環境美化条例を施行し、それに基づき県、市町村、関係団体で構成するちゅら島環境美化推進県民連絡会議を立ち上げている。そこで年2回全県一斉の清掃活動をしている。夏場は観光部門でクリーンアップキャンペーンを行っており、そちらとタイアップして清掃活動をしている。また、12月には環境部門で清掃キャンペーンがありそちらと連携する、というように色々な場所で清掃活動の広報が出ている、という状況になっている。沖縄県は離島が多く、離島地域の海岸は随時清掃している、という実態がある。このようなボランティア活動の他、県庁内においても市町村担当課長会議というのがあり、そのような場で環境省の補助金について紹介する、など情報発信に努めている。今回のモデル調査報告書についても、課長会議の中で紹介しながら、あらためて国の助成制度などについてもう一度認識いただいて、情報共有することで効果的な対策ができれば良いと考えている。

三重県:もともと鳥羽市では台風による流木被害が著しく、その情報については県に提供して頂いている。三重県でこの問題を担当しているのは水質改善室という部局で、その他にゴミゼロ推進室という廃棄物担当の部局があるが、漂着ゴミ問題だけを扱っていくのもなかなか難しい。また原因者と被害者という対立の構造を作るのも良くない。三重県では伊勢湾再生推進検討会を設立しており、伊勢湾の再生という広域を対象とするテーマのもとで幅広い環境問題について市町村と話ができれば良いという考えを持っている。この会議には市町村も入っていただき、その中のテーマのひとつとして漂流・漂着ゴミ問題についても検討している。

秋田県:山形県の発表で、資金面について企業からの協力がある、ということであったが、当県でも企業にボランティアで清掃活動に参加してもらうことは想定していたが、資金面で参加してもらうことは想定外であった。例えばペットボトルについてならば飲料メーカーに協力してもらえるのか。どのような企業にどれくらいの資金を協力してもらっているのか教えてほしい。

山形県:地域活動を支えていくためには県の予算では制約があり、資金、物資の両面で地域からの協力が得られないか模索している。先般、支庁と民間企業との意見交換があり、その中で企業から協力の申し出があった。それを受けて、地域貢献事業を展開している地元金融機関や地元ゼネコン担当者との話し合いを持ち、協力関係について確認したところである。資金的な点については、昨今の経済状況からすぐには結びつかないが、協力可能な部分から支援していただける点で確認している。このほか、飛島クリーンアップ事業については地元放送局からの支援が得られる見込みである。今後清掃活動に地元企業からの協力が得やすいような仕組みづくりを検討していきたいと考えている。

小島委員:企業からの協力というと、社員のボランティア参加や活動資金の援助を想定されると 思うが、他にもそれぞれの企業の活動分野に合わせた資材の提供、貸与ということも可 能な場合がある。例えば、山形県の音響メーカーからは、広い海岸で海岸清掃する際に、 安全管理のための無線機などの資材を無償提供してもらっていた。また、飲料メーカー からは参加者へ飲み物の提供があった、というようなことは全国的に多い事例である。

第二部 地域における漂流・漂着ゴミ対策 漂流・漂着ゴミ対策に関する地域の先進的な取組 ・「さぬき瀬戸パートナーシップの取組」 香川県環境森林部環境管理課 主任 野崎 峰範

島根県:島根県は日本海側に位置しているので、自分たちが出したゴミというよりは、他から流れてきたゴミというイメージを持っている。今日の各自治体の話を聞いて、ボランティア活動の意識が高く、島根県はまだまだ意識が低いのではないか、という感想を持った。さぬき瀬戸パートナーシップには現在31の団体登録があるということだが、これはとても多い数字だと思う。パートナーシップといっても意欲がないと手が挙がらないと思うが、このことについて市町村から何か働きかけなどしているのであれば教えてほしい。

香川県:パートナーシップ事業が始まったのは平成14年からであるが、それまでにも海岸の清掃活動は各市町村で行われていた。このパートナーシップができ、その制度についてパンフレットを配布するなどの広報活動をしたことで、年1回の清掃活動だけではなく、協定を結んで、年2、3回の清掃活動が実現している。また、登録団体の中には、学校関係も入っており、学校にもパンフレットを配布している。

環境省:かなり進んだ事例で大変興味深い。せっかくの機会なので、3点ほど教えていただきたい。1つ目は、ここまで盛り上がってきた経緯について教えてほしい。2つ目は、関係部局の役割分担についてである。漂流・漂着ゴミ問題の取組みについては、海上散乱ゴミ処理対策等推進会議が中心になっているようだが、海岸清掃だけでなく河川清掃も含め、多くの活動をしている。これは、県の中ではどの部署が中心になって引っ張っているのか、また海岸管理者も含め、どのような役割分担をしているのか。3つ目は、予算について、予算面で苦労するのはどの県でも同じだと思うが、この取組に対する香川県の予算額はどれくらいか、差し支えのない範囲で教えてほしい。

香川県:経緯について。平成11年ごろから、香川県の市町長会議の場で、漂着ゴミに苦労している、という声があがってきたのが発端である。その後、海岸での一斉清掃をしながら、パートナーシップに変化していった、という経緯である。

また、中心となる部署については、県では自身が所属している環境部局であり、ここには廃棄物対策課等もあり、廃棄物対策について対応している。また、海岸管理者、港湾管理者、河川管理者である土木部、水産部局も入っており、このパートナーシップについては基本的に土木部局が予算化している。海岸管理の観点から漂着ゴミ問題に対応しつつ、海岸管理者で対処しきれない部分については、民間のボランティアに協力してもらう、という考え方で発足している。

予算については、海辺、川辺のパートナーシップ合わせて300万円くらいである。市町 長会議で要望されてから、立ち上がった直後は600万円くらいあったということであるが、 最近は少し減ってしまったようである。この2、3年は300万円を確保している状況である。

沖縄県:漁業者が持ち帰り運動している、ということであるが、その場合は漁協から出る一般ゴミとして処理しているのか。何か特別に約束事をして処理しているのか。

香川県:持ち帰りゴミについては、正式に事業化はしておらず、水産部局が実験的に行ったものである。当時は持ち帰ったゴミは漁協等からの一般ゴミとして、地元の市町で処理した。また、産業廃棄物のような処理しきれないものについては、水産部局で対応していたはずである。

・「相模湾を中心とした海岸美化の取組」

(財) かながわ海岸美化財団 理事長 森田 茂實

- 兼広委員:かなり古くからこの問題に取り組んでおられ感心している。費用について、2億円かかっているということであるが、この内訳は県と市町で半分ずつ、ということであるが、この市町には神奈川県全体の市町が含まれているのか。以前の情報だと、13市町だったようであるが、これは海岸に接している市町ということか。調査の結果から河川由来の割合も多いということであるので、経費は河川流域の市町も共同して取り組むべきではないか。
- かながわ:上流域の市町村に対する海岸域の市町村の被害者意識に対しては、県が費用を負担しているということで、一定の理解は得られていると思う。ただし、海岸に接する13市町が十分に納得しているか、というとそうでもないのが現状である。その点では海岸のゴミに対する利害ということは内陸部に行って、理解してもらう努力を最近強めつつある。
- 兼広委員:年間2億円の中には人件費も含んでいると思うが、回収など直接的にかかる費用はその うちどれくらいか。
- かながわ:回収して、焼却所までの運搬費用は負担金に含まれている。焼却費は年間5、6千万円 かかり、これは市町村が負担している。

<休憩 5分>

進行を東京海洋大学 兼広委員にお願いした。

兼広委員:このモデル調査の成果の内容については環境省と各県からご紹介いただいたとおりである。この調査では、各地域でゴミの実態について従来と違った方式で解析してもらった。例えば、回収処理のあり方や、効率的な処理方法の検討などであるが、最も重要なのは今後の取組みということである。この事業の目的は、各県において自主的に漂着ゴミ問題に取り組んでいただきたい、という体制づくりにある。さきほども先進的な取組みをご紹介いただいたが、この2団体に共通して言えることは、若干体制は違うものの県

が主導で動いている、ということであり、古くからスタートしているということである。 これらの先進事例を参考にしながら今後の海洋ゴミ対策に向けて、モデルとして各地域 に普及し、さらに日本全国の解決に向けた取組みに繋げていただきたい。

「漂流・漂着ゴミに関する環境省の今後の主な取組」 太田 志津子(環境省地球環境局環境保全対策課 課長補佐)

兼広委員:総括検討会での内容の紹介、講評をお願いする。

藤枝委員:実際に日本海側のゴミの漂着状況を見ていると、これを全て市町村に負担させるのは やはり酷なのではないかと思っている。自身はこの事業の総括検討員メンバーとして係 わってきたが、環境省研究費の別の事業で平成18年から3年間、瀬戸内海全域のゴミ実態 調査をしてきたので、今回はその調査結果から、今後この問題をどのように進めれば良 いかということを紹介する。

これらの調査では最初に、どのようなゴミがどこにどれくらい、という海岸のゴミの 実態把握をしていったが、実態が分かってきてもその解決策がなかなか出てこない。今 回は瀬戸内海という閉鎖性海域の中でのゴミの収支について詳しく見てみたところ、瀬 戸内海における現存量は3,300トンで、年間流入量は4,600トンという計算結果が得られ た。この4,600トンの内、1,300トンが今日紹介があった香川県等が行っているような海 岸,海面,海底清掃活動で回収されているが、700トンは海底に堆積してしまい、2,600 トンは外洋に出て行っているという試算をした。

また、年間流入量4,600トンのうち3,100トンが陸域由来のものであるが、この量は瀬戸内海の人口(3200万人)で割ると120g/人/年となり、これは毎日0.3g/人/日のゴミを住民がコツコツと出せば現状になる、という計算である。いくら発生抑制をしようとしても年間120g出しているものをさらにカットするのは難しい。

もうひとつ、例えば現存量を2割カットしようとした場合、単純には流入量を2割削減すればよい。しかし、0.3g/人/日という発生量をさらに絞ることは難しいし、それができなければ回収努力量を2倍にしなければならない。これは、回収していくと密度が下がっていくので回収努力の割には拾えなくなるためであり、2割削減するには倍の努力が必要であることを意味する。

以上から、結局は発生抑制と回収を併用していくしかない、という結果が得られる。 流入量4,600トンは毎年の値であるため、対策も毎年継続しなければならない。仮に回収 をやめてしまうと、現存量は1.4倍まであがってしまう。このたび2次補正予算で重点海 岸クリーンアップ事業を実施するということであるが、効率的な回収を考えると、でき れば今後も重点的な対策は国としても継続して実施してほしい。

小島委員:海洋ゴミに取り組んで20年になるが、かながわ海岸美化財団さんのおかげで、神奈川 で活動するときは大変助かっている。この場をお借りしてお礼申し上げたい。総括検討 会の中で何度か地域の検討委員の方々と意見交換する機会はあったが、やはり時間も限 られているので、お互いの意思の疎通や情報共有が十分でなかった、ということを反省 している。

これまでの調査を通じて、もともとこの調査は国としての実態把握、体制作りや困っている地域への支援など、いくつかの目的があったと思うが、忘れてはいけないのは、この事業は税金を使ってモデルとして実施していると言うことである。この結果が他の場所で活かせるよう、またこの結果を各県の他の場所へ発信する努力を継続してほしい。

また、香川県の発表にあったように、河川の土木部がイニシアチブをもって他の部局と手を携えて取り組んでいるという事例は、色々な地域で取組む際の大きなヒントとなるのではないか。体制作りをしようとすると、行政の縦割りという言葉や、ともすれば押し付け合いのようなことがよく出てくる。そこで一番困るのは市町村やボランティアである。2年間の調査の中でメンバー全員が反省すべきこと、学ぶことがあったはずである。それをそれぞれの場所に持ち帰り、調査の対象になっていないところ、海辺や河川の散乱ゴミに対する意識の薄いところへ発信する責任を負っていると思う。調査に参加している団体など関係する方々は、国の事業でこのようなことが行われていることは理解されているはずであるが、県民全員に海ゴミ問題が啓発されているか、というとそれはまだ宿題になっている。今、無関心の人たちをどれくらい仲間として取り込めるかということがポイントで、興味がない人へどのように届けるということが今後の課題であると考える。

ゴミの収支について補足すると、2年ほど前に海岸4省庁による調査が実施された。各 県において海岸のある市町村が協力して調査を実施した。その結果、ゴミの漂着量推計 がはじめて全国レベルで示された。藤枝先生の解析では全国のゴミの8割が2割の海岸に 集中している、ということである。これは、高密度に漂着している2割の地域を徹底して 回収することで、全国の8割のゴミが回収されるということである。国の中での優先度や 未着手の領域にも問題が残っているので、継続的に監視をしつづけることで、ここに集 まっている全員で、今後も全体の改善に貢献していくべきと考える。

兼広委員:この2年間の調査を経て、それなりの成果が上がっている。様々な取組みの事例が7県でそれぞれ出てきている。これは今後のモデルケースになるはずなので、有効な利用方法を考えていかなければならない。

フリーディスカッション

兼広委員:重点海岸クリーンアップ事業の対象県から、現状について紹介いただきたい。

和歌山: 串本地域では従来から地域で清掃活動をしており、行政に働きかけはあったが、なかなかうまく協力が進まなかった。昨年から海岸管理者として、地域の方と一緒に取組みを始められないかという点について話し合いが始まり、今回の事業にも応募した、という次第である。串本の海岸は、沖縄の海にも負けないくらい美しい海であると自負してい

る。ラムサール条約で選定された海岸のひとつとなっている。このきれいな海を守る環境対策はすなわち地域振興にもつながると考えている。

この地域は三重県のケースと似ているかもしれないが、夏の台風シーズン、また常時 黒潮にのって豊富な魚とともに、豊富なゴミも流れてくる。また、冬場に北西の風が吹 くと、紀伊水道からのゴミがちょうど串本の先に溜まる状態になる。このような特殊な 環境なので、モデルとなることで、他地域に発信できるように取り組んでいきたい。

島根県:島根県においては、海岸ゴミ問題について、市町村から海岸管理者に対する要望が強くあり、平成12年の野焼き禁止に伴い、海岸ゴミの処理が非常に難しくなったことから、さらに要望が強まった。海岸管理者などの立場から、そもそも国や県が果たす役割が大きいのに、どうして市町村ばかりがしなくてはいけないのか、という声があがっていた。それとともに、管理者の間でも法的な整理がなされていなかった状態が続いていた。昨年はじめて関係者が集まって法的な整理をした。その中で海岸管理者の役割を認めつつも、市町村にお願いすることの説明を行った。それまでずっと市町村は被害者意識を持っていたので、その点を解決できたのは昨年ひとつの成果であった。

もうひとつは庁内の意思統一が非常に大きな壁だった。海岸管理者として海ごみに関する意識がほとんどない状態の中で、一昨年から庁内関係者の連絡会議を立上げ、その中で市町村からの要望について対応していこうということを話し合った。結果、本年3月から「海岸漂着物初期対応マニュアル」を作り運用にこぎつけたところである。海岸管理者としての役割、市町村としての役割及び初動の連絡体制等をこのマニュアルの中で記してある。作成に当たっては海岸管理者の抵抗があり、多少の押し合い引き合いがあったが、結果、パトロールについては管理者が行い、処理は市町村が主体となることを明文化した。このマニュアルを各市町村に説明したところ、県内でも河川管理者の管轄事務所ごとにトーンも違い、市町村と連絡をとっているところもあればそうでないところもあり、県内でも地域によってやり方が違っていることを痛感した。

今後はこのマニュアルがうまく浸透し、各主体が役割を果たしながら運用できるかがポイントだと考えている。これを土台にして今後、取り組んでいきたい。もうひとつ市町村からみると、県の役割は役割としてきちんと姿が見えるような形で参加してほしいということを念押しされた。今後、ボランティアがどのような形で海岸清掃を実施しているのか、そこに県がどのように係わっていけるのかきちんと把握し参加、協力していきたい。

福岡県:本日は関係各位のお話を聞けて、大変参考になった。福岡県においてはこのような連携体制が遅れていると実感している。県内での体制づくりではまず、関係部局と海岸管理者である土木部との連携に壁があり、市町村との間にも関係が築かれていないところがある。また管理者においても対策がとれる海岸が海岸保全区域の一部分で、しかも危険があるものを除去するだけで、それ以外は市町村に頼らざるを得ない。島根県のように連絡会議があるわけでなく、その都度お願いするというレベルである。ポリ容器や医療系廃棄物など、住民に危険が及ぶ恐れがあるものが漂着したときも、こちらから管理者

に回収のお願いをしているが、実際に回収する際に、内容物は危険だからとアナウンスしても、ではどこに気をつけたらよいかと迷うとこともある。ポリ容器にしても実際は危険でなくても、それは現場では判断できないので、その都度対処している状況である。 先日も他県において船舶の発炎筒の暴発事故があったと聞いたが、国交省で危険物回収マニュアルを作成すると聞いたので、そのようなものは現場でも期待されている。

福岡県においてはNPO団体でラブアースクリーンアップという行事があり、福岡県、九州、山口の各県、釜山にも呼びかけして一緒に一斉清掃をしている。これには70万人の参加者がある。このように住民の方においても意識が高い方もいるので、県としてどのようにバックアップしていくか、ということや、年1回の活動をどのように通年の活動にしていくか、さらに、それぞれの海岸で様々な活動をされているので、統一的組織として効率的な清掃活動につなげていくか、ということが県の役割として大きいのかと考えている。

新潟県:新潟県の海岸線は600kmと非常に長く、佐渡島や粟島という離島もあることから、漂着ゴミは多いほうなのではないか。近年のポリ容器漂着にしても秋田県に続いて2番目ということで、海外由来のゴミは多い状況である。体制づくりなどの面では新潟県の場合は遅れていると思う。現在は各主体での個別対応にとどまっている。県も含めて、どのように進めてよいのか分からず、模索していると言うのが現状である。このたび、重点クリーンアップ事業で佐渡と荒井浜の2ヶ所をクリーンアップさせていただくので、この事業が現在の状況の打開策につながるきっかけになれば良いと考えている。

今後の課題としては、他県と同じ海岸管理者と市町村の役割分担、さらにはその費用 負担という問題がある。廃棄物処理法の第5条第1項の定義は努力規定である部分もあ り、これに基づいて海岸管理者に強制的に負担をかけるのは難しい。また、どこの時点 で廃棄物になったかが明確でないと、それによって一般廃棄物か産業廃棄物になるか決 まってくるので、そのような整理がないなかでは個別に活動している各主体と集まって 役割分担していくしかない。今日の話を参考にしながら進めていきたい。

また、このモデル事業の具体的な実施状況というのがよくわからないので、どのような内容なのか改めて広く話を聞きたいと思っている。

秋田県:西目海岸の近くには有名な象潟海岸があり、西目海岸をきれいにすることは、観光面に おいても、また地元産業にも良い影響が期待されると考え、今回応募に至った。この西 目海岸は砂浜が長距離にわたって広がっている。春には県の管理者部局が主体となり、 業者委託で清掃しており、本荘市でも海開きの前に清掃している。しかし、広範囲の砂 浜なので、ボランティアでは拾いきれないのが現状である。

漂着物としては、プラスチック容器が全国で一番多いということで我々としても驚いている。また、その他、注射針など危険なものが漂着した場合、そのたびに土木部、廃棄物部局、市がばたばたと対応しているような状況なので、クリーンアップ事業を通じてこれからどのように対応していけばいいのか、ベンチマークのようなものが作れれば良いと考えている。秋田県では昨年国体があったため、不法投棄の一斉清掃事業を予算

化して行っていたが、その際設立された協議会が、国体終了後も続いているので、そことも連携しながらクリーンアップのあとも漂着してくるであろうゴミに対して清掃活動を続けられればよいと思っている。

- 兼広委員:今のお話から、各県漂着ゴミの実態は深刻であり、地方自治体が非常に困っていること、処理に対して国や県がやるべきである、という考えが共通してある。県の海岸管理者が腰が引けていると思われている理由としては、やはり財政負担の問題が大きいか。
- 島根県:島根県は、今までは何もしてこなかったので確かに腰が引けている傾向があった。海岸 管理者としては国の交付金で管理しているが、管理するものは特定の施設に限られてお り、通常の海岸に関しては海岸管理者の判断にまかせていた。実際にそこまではできな いので、あえて触れていないというのが実態である。
- 兼広委員:第1期のモデル事業について詳しく知りたい、という意見もあったが、報告書についてはどうなっているか。
- 環境省:本日は、第1期のモデル調査の成果の概要について紹介させていただいたが、具体的な 調査内容や調査結果については、報告書本体に記載してある。今後、サマリーやパンフ レットを含めた資料一式について、まとまり次第各県へ送る予定である。
- 兼広委員:各県の取組みの際には参考になる部分もあるので、今後の事業に活かしていただきたい。
- 兼広委員:1期のモデル調査においても、スタート時には同じように海岸管理者と自治体との関係 がうまくいかなかった部分もあったかと思うが、その点を改善した事例などご紹介いた だきたい。
- 福井県:福井県ではこの事業を始める前はいわゆる縦割りということで、海岸管理者との話が進めにくかったが、この事業の中で担当者と話をしていく、というきっかけができたことがありがたかった。また、福岡県と同じように国交省の危険物処理マニュアルが作成されれば、管理者としてのスタンスが変わるのではないかと期待していたが、まだのようである。この事業では実際にクリーンアップする際の危険物対策をまとめた資料があるので、何かあったときにはこの総括検討会の資料を参考にしたい。

市町と管理者との間で責任の押しつけあいがある、というお話もあったが、福井県においても全く同様で、平成14年度から補助金を作って市町の処理に対して一部補助をしている。ただし、この2ヵ年においては補助の実績がないので、この補助金を少しでも利用しやすくするため処理困難物にも対象を広げることを検討している。海岸管理者との協力も図っていきたいと考えている。

山形県:山形県では以前より連携体制ができていたという歴史があるが、海岸管理者からは、いっまでたってもゴミがなくならない、という意見が寄せられる時がある。無力感が起こらないような対策が必要であると考えるし、そのような観点もあって昨年上流域対策の一環として農業用水路調査を実施した。調査は、農林部局と連携して取組んだが、さらに言えばさらにその上流域の山間部局との連携も必要と考えている。いずれにしても、発生予防という視点から農林部部局との連携を含めて上流域対策の議論が不可欠と考え

る。

- 兼広委員:継続性を維持するのは大変、ということも共通してあるわけだが、継続させることの 難しさについてかながわ海岸美化財団にお聞きしたい。
- かながわ:財団を設立したときに県と13市町が設立者としての覚書を結んでおり、負担の関係については整理されている。財政状況に応じて若干の差はあるものの、このしくみについては当面心配ないのではないか。我々にはいくつかの重なった好条件があるという話をしたが、しくみを作る際には当該海岸にあるゴミの由来を捉える必要があると思う。神奈川県は丹沢や箱根の山系があり、相模川が中央に流れている、という地形なので、ひとつのエリアとして意識しやすいが、長大河川を有している場合など県外由来が想定される場合は、県と市町だけでは解決が難しいし、しくみ作りとしてもなかなか難しさがあると思う。海岸の形状に応じたしくみというのはきめ細かく考える必要がある。神奈川県では清掃方法も海岸ごとに変えている。たとえばビーチクリーナーも海岸に応じた仕様のものを財団が用意する、というようなことまでしている。ただ単に、被害者意識だけでなく自分たちのゴミもどこかに流れている、という両方のバランスをもって考えていく必要がある。
- 兼広委員:やはり、その場所をきれいにする、という意識が大事なのだと思う。お金をかけてきれいにしようとすると、なかなか継続するのは難しいのではないか。神奈川は観光海岸として考えているので、きれいに保つという意識がまずあるのだと思う。その意識を安定的に保つしくみ作りが大事なのではないか。
- 沖縄県:沖縄県では海外由来のゴミが多いということをアピールしているが、昨年国から韓国への働きかけのおかげで、廃ポリタンクも少し減ったようであるが、沖縄県にはその他に中国や台湾のゴミが多いので、その点について取組みが進むような状況があれば教えていただきたい。
- 環境省:海外のゴミの対応については、韓国に対しては最近強く働きかけている。同様に、中国に対しては、平成18年に大量に医療系廃棄物が漂着した際に、実態を把握した上で外務省と連携しながら中国政府に申し入れをしてきた。幸いにも医療系廃棄物に関して言えば量は減ってきたようである。沖縄県ではこのような特異な事例だけでなく、一般の生活ゴミも含めて、中国、台湾のものが多量に漂着しているのが現状である。特殊事例以外の事案について、外交上何度も働きかけることは、すぐにはなかなか難しいが、もう少し広い意味での協力関係を目指して現在動いている。具体的には、日本、中国、韓国、ロシアの4カ国が参加するNOWPAPという枠組みの中で、2006年からは日本海及び黄海海洋ゴミの問題を重視し、海洋ゴミプロジェクトがはじまったところである。まだ緩やかな連携ではあるがNOWPAPの取組みが始まったことで、少なくとも海洋ゴミの問題がこの地域でお互いに影響を及ぼしあっているということが、共通認識として関係国に浸透していくようになった。今後は、その中でもっと具体的なしくみをつくっていく必要がある。例えば、普及啓発のキャンペーンやワークショップを現在も開催しているが、今後はこのモデル調査の成果も含め、わが国の実態をきちんとPRしていくべきと考えている。

各国の経験も共有しながら、各国でできるところから、発生抑制対策などの協力を進めていきたいと考えている。

兼広委員:日中韓ロシアの4カ国の取組みについては、基本的に生活ゴミを中心としてお互いに発生抑制をしようという取組みを国際間でしている。ただし、ポリ容器については例外で発生源が確定されていることと、危険物を伴うことから外務省を通して直接韓国と交渉をして対策を求めている、ということである。

さきほど国交省の危険物の取扱いマニュアルについて話が出たが、これはどのように なっているか。

国交省:危険物取扱いマニュアル(案)は作成中であり、最終確認をとる段階と聞いている。

兼広委員:今年度がまとめなので、現在報告書のまとめ作業をしているはずである。配布についてはどのような予定になっているか。

国交省:冊子にするかHPにするか、配布方法については検討中である。

三重県: さきほどから連携やまたは、押し付け合いという話が出ているが、海岸管理者としては、 ゴミ処理をするだけが仕事ではないので、その点はうまく理解し合うこと、廃棄物部局 との対立ではなく、現状を知ってもらうことが大事なのではないか。いわゆるコーディ ネーター機能がうまく働くようにすることが重要で、我々としても反省する点である。

この調査を通じて地域の方々との対話の場を与えてもらったことは大変ありがたいことと感じている。今後三重県では、県外の上下流の関係ということで、流域間での話し合いの場や、3県1市の協議の場など、実質的な議論の場を多く設けることが必要と考えている。

また、今日のような意見交換の場を与えていただくことは大変勉強になるが、一堂に会するのもなかなか難しい。先日の総括検討会でも瀬戸内海調査でのパンフレットを配布していたが、このような情報は非常に参考になる。現在の環境省HPでは検討会の資料などはアップされているが、もう少し幅広い情報提供をお願いできないか。

- 兼広委員:情報を広く共有化する方法を検討していただきたい。三重県では本事業の中で、管理者との情報の共有化ということについて何か対策があったか。
- 三重県:十分とは言えないが、庁内の伊勢湾再生連絡調整会議において、年に数回、モデル調査の情報提供などをしている。伊勢湾においては、漂着ゴミ対策の事業をする部局はなく、結果として役立っているところはある。他県でも事務事業をどう評価していくか、という活動があるが、我々がこれだけがんばったというような活動指標でやっているので、それを海から見たような指標づくりを進めているところである。
- 小島委員:今日も第1期のモデル調査県から報告があったように、それぞれの地域において協議会のような交流を進めていく萌芽あることを大変うれしく思った。我々も数年前からプラットフォームがいかに必要かつ有効かということを提唱してきている。地域におけるものと、地域からの情報を全国として共有してフィードバックするしくみが必要である。その肝心な全国版については、我々NGOが事務局を買って出ているということである。今後の海ゴミ問題における取組みの中で、全国版についても議論を重ねて、より充実した、

手厚い情報の共有をという機能が拡充されることで貢献ができるのではないかと思った。 自身もこれからもがんばりたい。

横浜委員:自身はゴミというより海洋生物であり、海藻の生態学生理学が専門であるので、海ゴミにはあまり係わっていなかったが、3,4年前に韓国で開催したNOWPAPの会合に出席した際には漂着ゴミの深刻さを痛感した。この事業においては関係者の方々は非常に活発に活動されて、同時に苦労されているとのことで、これは大きな問題であることを改めて認識した次第である。香川県では環境教育などの啓発活動もしているということであるが、未来を担う子供をターゲットにし、清掃活動も抱き合わせて、積極的に教育や啓発活動をするべきである。

神奈川県では海藻の量が非常に多いということであったが、海藻は基本的にはそのまま放置しておいても良いと思うが、観光地ではそうはいかない面があるということは承知している。しかし漂着した海藻は実は海の豊かさを象徴している。自身は「海藻おしば」の普及に努めており、それは打ちあがった海藻を利用する。海洋と地球環境を理解するために始めたことであるが、このようなことも清掃活動と一緒にできれば良いかと考える。

- 国交省:危険物対応マニュアルの他、今年度、海岸保全区域でのアンケート調査と現地調査をも とに漂着ゴミ処理の効率化事例集を作成し、冊子にして海岸管理者に配布する予定であ るので、こちらもぜひ参考にしていただきたい。
- 兼広委員:港湾における清掃方法を検討した報告書もまもなく仕上がるそうである。またそれ以外にも海洋ゴミの有効利用を検討する事業も水産庁で行われている。様々な観点から様々な活動がなされている。
- 藤枝委員:各地域で行われている回収作業や発生抑制活動は皆さんの地域だけをきれいにするだけでなく、その場から再漂流させないということで、地球全体をきれいにする、という大きな視点でとらえることも地域に課せられた使命だ、ということを考えていただき、懐を大きくしてこの問題に対応していただければと思う。
- 兼広委員:この漂着ゴミ問題は急激に解決するものではなく、発生量の抑制や削減はできてもゼロにはならない。私たちの生活から出るゴミと同じだと思う。わが国のような海洋国家においては海岸を常にきれいに保つ、ということが役割と考え、日常清掃するという意識や体制を作っていったほうが良いのだと思う。

このモデル調査の成果は他の地域でも利用できる面もあるので、関係者間の連携の確立に向けてどのような対策をとるか、という点では参考になることがあるので、これから取り組まれる県は参考にしていただいきたい。

以上